

京都市レンタサイクル事業者認定制度実施要綱

制定 平成29年 9月13日
改正 令和 3年 4月 1日
改正 令和 5年 2月20日

(目的)

第1条 この要綱は、京都市内に事業所を有するレンタサイクル事業者のうち、認定要件を満たす事業者を「京都市レンタサイクル認定事業者」（以下「認定事業者」という。）として本市が認定することで、利用者が安心して安全にレンタサイクルを利用できる環境を創出するとともに、認定事業者の発展を支援することを目的とした制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 レンタサイクル事業者とは、事業の用に供するために有償、無償にかかわらず、第三者に自転車を貸し出す事業者をいう。

(認定要件)

第3条 市長は、次の各号に掲げる全ての要件を満たしている場合に認定するものとする。

- (1) 道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車を使用していること。
- (2) 京都市内にレンタサイクルの事業所を有していること。
- (3) 事業の用に供する自転車について、当該自転車を借り受けて利用する者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入していること。
- (4) 事業の用に供する自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第12条第3項に規定する防犯登録を行っていること。
- (5) 事業の用に供する自転車について、公益財団法人日本交通管理技術協会の認定を受けた自転車安全整備士による点検等を受けているとともに、整備点検に関する記録簿を備えていること。
- (6) 利用者に対して、自転車の交通ルールの周知啓発を口頭及び文書等で行っていること。
- (7) 利用者に対して、事故やトラブル等に関する対応を口頭及び文書等で周知していること。
- (8) 道路交通法第63条の11に基づき、児童及び幼児用のヘルメットを備え付けているとともに、大人用のヘルメットも備え付けていること。
- (9) 利用者が違法及び迷惑駐輪を起こさないよう、駐輪場案内等に努めること。万が一、撤去や住民からの苦情等があった場合は迅速に対応すること。
- (10) 事業者の店舗等において、英語対応が可能であること。
- (11) 車体に店舗名及び連絡先等を明示していること。
- (12) 貸出及び返却作業を行う際は、歩行者や周辺住民等への支障にならないように配慮すること。
- (13) 京都市暴力団排除条例に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、公序良俗に反する活動を行い、又は行うおそれがある事業者その他市長が適当でないとする事業者に対して認定しないことがある。

(認定手続等)

第4条 認定を受けようとするレンタサイクル事業者は、「京都市レンタサイクル事業者認定申請書」

(様式1)(以下「申請書」という。)に、「認定チェックシート」(様式2)及び認定要件を満たしていることが分かる資料(保険加入証明証、防犯登録状況、整備士資格証明証、整備点検表、写真等)を添付し、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、また、必要に応じて現地調査を行う。審査等の結果、当該申請が適正なものであると認定した場合は、当該申請者に対し、「認定証」(様式3)及び別途定める「認定ステッカー」を交付するものとする。
- 3 市長は、前項の場合において、必要があるときは、申請に係る事項に修正を加えて認定することができる。
- 4 市長は、事業者として認定しないことを決定した場合には、当該申請者に対して文書でその旨を通知するものとする。

(認定の有効期間及び更新)

第5条 認定の有効期間は、認定を受けた日から3年とする。

- 2 認定事業者は、第3条各号の基準を満たしている状況にあつて、引き続き認定を受けようとする場合においては、認定の有効期間満了日の2箇月前から1箇月前までの間に「京都市レンタサイクル事業者認定更新申請書」(様式4)を市長に提出しなければならない。
- 3 前条までの規定は、有効期間の更新について準用する。

(認定内容の変更)

第6条 認定事業者は、第4条で認定を受けた内容について、認定を受けた後に変更が生じた場合には、速やかに、「認定(更新)申請書記載事項変更届」(様式5)及び必要な添付資料を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、前条第2項の更新内容についても準用する。

(認定ステッカーの貼付)

第7条 認定事業者は、貸し出す全ての自転車について、第4条第2項に規定する認定ステッカーをフレームや泥除け等の見やすい場所に貼り付けなければならない。

(認定の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなつたと認められる場合
- (2) 第4条及び第5条に規定する申請の内容に偽りがあつた場合
- (3) 認定事業者から認定辞退の申し出があつた場合
- (4) 公序良俗に反する活動を行った場合その他市長が適当でないと認めた場合

(情報の公開及び取扱い)

第9条 市長は、認定事業者の情報を本市の広報紙及びホームページ等で公開するものとする。

- 2 前項の規定により公開する情報は、申請書に記載された事項の内容とする。ただし、市長が当該情報について事業の趣旨等からふさわしくないと判断した場合には、公開しないものとする。

(事務局)

第10条 制度に関する事務は、京都市建設局自転車政策推進室において行う。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、京都市建設局自転車政策推進室長が定める。

附則

この要綱は、平成29年9月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年2月20日から施行する。